

## 電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の 一部を改正する省令案等 について

### 1 改正の理由

近年の IoT サービスの普及に伴い、それを支える通信ネットワークについて高機能化、設備構成の複雑化や利用形態の多様化が急速に進展しており、主に LPWA サービスに係る電気通信事故の発生が想定される。

また、近年、サイバー攻撃等によりインターネットに重大な支障が発生する事例が増加している。

こうした状況を背景に、情報通信審議会から得られた答申の内容を踏まえ、想定される電気通信事故等の防止又は被害の最小化のため、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号。以下「報告規則」という。）、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和 62 年郵政省告示第 73 号。以下「安信基準」という。）等について改正を行う。

### 2 改正の概要

改正事項及びその概要は、以下のとおり。

#### （1）LPWA サービスに係る重大な電気通信事故の報告基準の制定

##### 【改正を行う条項等】

- ・ 施行規則第 58 条
- ・ 電気通信事故に係る電気通信事業法関係法令の適用に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）

##### 【改正の内容】

- ・ LPWA サービスについて重大な電気通信事故が生じた際に報告を求める基準について定めるとともに、ガイドラインに説明等の追記を行う。

#### （2）送信型対電気通信設備サイバー攻撃の発生状況の把握

##### 【改正を行う条項等】

- ・ 報告規則様式第 27
- ・ 電気通信事故に係る電気通信事業法関係法令の適用に関するガイドライン

##### 【改正の内容】

- ・ 四半期ごとの電気通信事故の報告様式における「主な発生原因」の一つとして、「送信型対電気通信設備サイバー攻撃」を追加するとともに、ガイドラインに説明等の追記を行う。

(3) 大規模なインターネット障害に関して電気通信事業者等に推奨する対策の制定

【改正を行う条項等】

- ・ 安信基準別表第1及び別表第2

【改正の内容】

- ・ インターネットの経路設定時の人為的ミスの防止や、誤送信された経路情報の受信防止及び不要な経路情報の送信防止等のため、必要な対策について安信基準に規定を追加又は既存の規定を改正する。

(4) その他

【改正を行う条項等】

- ・ 報告規則第1条及び第2条

【改正の内容】

- ・ 他の改正に係る条ずれへの対応

### 3 施行期日

平成31年4月1日とする。(予定)